

東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について

1. 現況把握の経緯

県では、未曾有の大災害となった東日本大震災における災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災一宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証一」を平成27年3月に発行した。この記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめた。東日本大震災で多く聞かれた「想定外」を繰り返さないためには、得られた教訓を今後の防災対策に着実に生かしていく必要がある。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめており、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助とするとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図る。

2. 防災対策の状況について

- ・ 震災を契機に県、市町村、関係機関が平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業について、資料6「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策一覧表」に整理した。

なお、平成27年度取りまとめ後の防災対策等（資料6下線部）は以下のとおりである。

(1) 防災体制（教訓N01～10）

各機関において、防災拠点の整備、各災害対応マニュアル等の見直し、無線機などの通信器機の整備等が継続的に進められている。また、気仙沼市では、災害時等において立ち入り及び調査が困難な場所の現地確認を行うことを目的に、無人航空機（ドローン）が導入された。

自助・共助の取り組み強化として、各市町村において、自主防災組織の資機材整備、活動に係る補助事業が継続されており、地域の実情に応じて防災体制の強化が進められている。

<新規（及び拡充）事業>

- ・ 圏域防災拠点運営資機材整備事業（県）
- ・ 災害情報配信システムの導入（仙台市）
- ・ 消防団の情報収集・伝達手段の整備〔戸別受信機（無線）の消防団、行政区長、自主防災組織の長宅への無償貸与〕（松島町）
- ・ ドローンの導入（気仙沼市）
- ・ 消防団員への装備品の整備〔消防用編上靴〕（利府町）
- ・ 避難所開設状況及び道路破損状況などの情報提供に係る日本郵便(株)との連携協定（山元町）
- ・ 自主防災組織の設立・活動支援〔地区防災組織連絡協議会への運営補助〕（名取市）、〔防災資機材の購入補助〕（亘理町）、〔防災指導員フォローアップ事業の実施〕（栗原市）※市単独事業
- ・ 施設復旧等に関する協定（東松島市）
- ・ 防災拠点施設への非常用発電設備又は発電機の整備（仙南地域消防）
- ・ 消防庁舎の津波浸水域外への整備（気仙沼・本吉地域消防）
- ・ 災害時優先電話の整備〔専用回線の導入〕（トラック協会）
- ・ WiFiAPの導入、貸出機の導入（KDDI株）

他

(2) 国・地方公共団体等との連携・支援（教訓 No11～13）

各機関において防災協定の締結等が進められており、引き続き、協定締結先が参加する防災訓練の実施、対応マニュアルの整備など、実効性を高める更なる取組みを進めていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲（1）】圏域防災拠点運営資機材整備事業（県）
- ・ヘリポートの使用に関する協定（県／仙台市）
- ・【再掲（1）】避難所開設状況及び道路破損状況などの情報提供に係る日本郵便(株)との連携協定（山元町）
- ・緊急消防援助隊の増隊（気仙沼・本吉消防）
- ・緊急消防援助隊の資機材整備〔エアータント等〕（気仙沼・本吉消防） 他

(3) 物資供給・燃料確保（教訓 No14～16）

各機関において、物資、燃料関係の協定締結が進められており、今後も物資供給に係る処理体制の見直しや物流事業者等との連携体制強化に向けた取組み、更なる円滑な燃料供給体制の構築に向け、優先供給のあり方や対応マニュアルの整備等に取り組んでいく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲（1）（2）】圏域防災拠点運営資機材整備事業（県）
- ・燃料に関する防災協定の締結（涌谷町／大和町／日赤）
- ・物資提供に関する防災協定の締結（日赤） 他

(4) 救助活動（教訓 No17～20）

防災協定の締結等により、防災ヘリコプターの活動拠点の整備を進めている。また、各消防本部では、津波浸水域内での活動を想定した資機材整備に継続的に取り組んでいる。

今後も、ヘリコプター保有機関との訓練を通じた連携体制の強化、継続的な情報共有体制の確保を図っていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲（2）】ヘリポートの使用に関する協定（県／仙台市）
- ・津波対策資機材の整備〔救命胴衣・胴長靴等〕（名取市消防本部） 他

(5) 避難体制（教訓 No21～24）

仙台市で独自の情報配信システムの導入や、インターネットで最寄りの避難所が分かる仙台市避難情報ウェブサイトの運用が開始される等、情報伝達手段の多様化が図られている。

今後も、まちづくりの進捗状況等を踏まえた対応が進められるよう、県として引き続き支援を行っていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲（1）】災害時情報配信システムの導入（仙台市）
- ・防災行政無線の整備〔難聴地区への整備〕（松島町）
- ・仙台市避難情報ウェブサイトの運用開始（仙台市）
- ・洪水ハザードマップの改訂（丸森町） 他

(6) 避難所、被災者支援（教訓 No25～30）

市町村において、避難所の整備、自主防災組織への支援等、地域の防災体制の強化が進められている。また、避難者の安否情報の提供に係る取組みについては、引き続き課題等の把握に努め、具体的な体制の整備に向け働きかけを行っていく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲（1）】自主防災組織の設立・活動支援〔地区防災組織連絡協議会への運営補助（名取市）、〔防災資機材の購入補助（亙理町）、〔防災指導員フォローアップ事業の実施（栗原市）※市単独事業
- ・避難所運営マニュアルの整備（加美町）
- ・災害用伝言サービス等の拡充（NTT東日本）

他

(7) 災害時要援護者（教訓 No31～34）（注）記録誌作成当時の表記を使用。

市町村において、多様な情報伝達手段の整備や、福祉避難所の拡充が進められている。県においては、引き続き、市町村での災害時要配慮者等の具体的な支援体制の構築に向け、取組状況を的確に把握しながら、必要な支援を行っていく必要がある。

（注）「災害時要援護者」は、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」と同義。

記録誌作成時は、「災害時要援護者」の用語を使用した。

<新規（及び拡充）事業>

- ・【再掲（5）】防災行政無線の整備〔難聴地区への整備（松島町）
- ・【再掲（5）】仙台市避難情報ウェブサイトの運用開始（仙台市）

他

(8) 保健医療（教訓 No35～37）

県では、平成28年度より、みやぎ心のケアハウス運営事業を開始し、東日本大震災に起因する心の問題を抱えた児童生徒の支援を目的として市町村が行う体制整備の支援に取り組んでいる。

被災者に対する継続的な支援活動や関係機関との連携について、今後も、より良い支援体制の構築に向け取り組んでいく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・みやぎ心のケアハウス運営支援事業（県）

他

(9) ボランティア（教訓 No38～39）

平成27年度取りまとめのとおり。

(10) 災害廃棄物・有害物質の処理（教訓 No40～41）

平成27年度取りまとめのとおり。

(11) 復旧・復興（教訓 No42～43）

県及び市町村において、被災者等の状況や要望等を踏まえた独自の支援制度を設けるなどの対応を行っており、今後も被災者や地域の実情に応じたきめ細やかな支援について、検討を行っていくことが必要である。

<新規（及び拡充）事業>

- ・崩壊・浸食された山腹対策（県）
- ・被災漁場環境調査事業（県）
- ・水産加工業ビジネス復興支援事業（県）

他

(12) 法整備と運用（教訓 No44）

平成27年度取りまとめのとおり。

(13) 防災教育，教訓の伝承（教訓 No45～46）

県では平成28年4月に多賀城高校に災害科学科を開設した。また国，県，市町が連携して震災復興祈念公園等の整備を進めている。気仙沼市では毎月11日を「防災を考える日」に制定した。

今後も，過去の災害の教訓も含め本震災の教訓を根付かせていくため定期的な震災の記録等の伝承，防災意識の醸成等に取り組んでいく必要がある。

<新規（及び拡充）事業>

- ・多賀城高等学校への災害科学科の開設（県）
- ・震災の風化防止に係る情報発信のため，広報誌・冊子・ポスターの作成，ポータルサイトの運営開始（県）
- ・「防災を考える日」の制定（気仙沼市）
- ・東日本大震災被災地後方支援パネル展示（登米市）
- ・チャレンジ防災セミナー，親子防災スクールの実施（日赤）

他